

市街化調整区域における土地利用の 規制緩和に関する説明会を開催します

・・・都市計画法第34条第12号の区域指定について・・・

富里市は、市街化調整区域が市域の約9割を占めています。

千葉県が、令和5年3月1日に市街化調整区域の土地利用の規制を緩和する条例を施行し、本市においても令和5年6月30日にこれに対応する新たな条例を施行しました。

この条例は、市街化調整区域で指定された区域で流通業務施設や工場等の建築が可能となるものです。

富里市では、七栄・大和・久能・新橋地区のそれぞれ一部で区域指定を予定しており、下記のとおり説明会を開催します。

日 時 令和5年10月8日（日）

午前の部 10時から

午後の部 14時から

※午前、午後ともに内容は同じです。

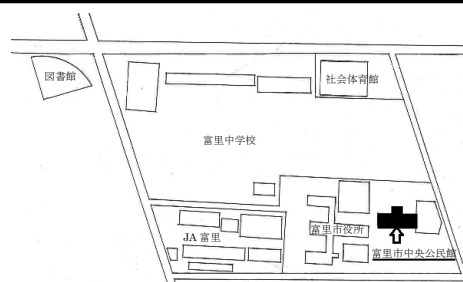
場 所 富里市中央公民館4階大会議室

住 所 富里市七栄652番地1

そ の 他 事前の申し込みは不要です。

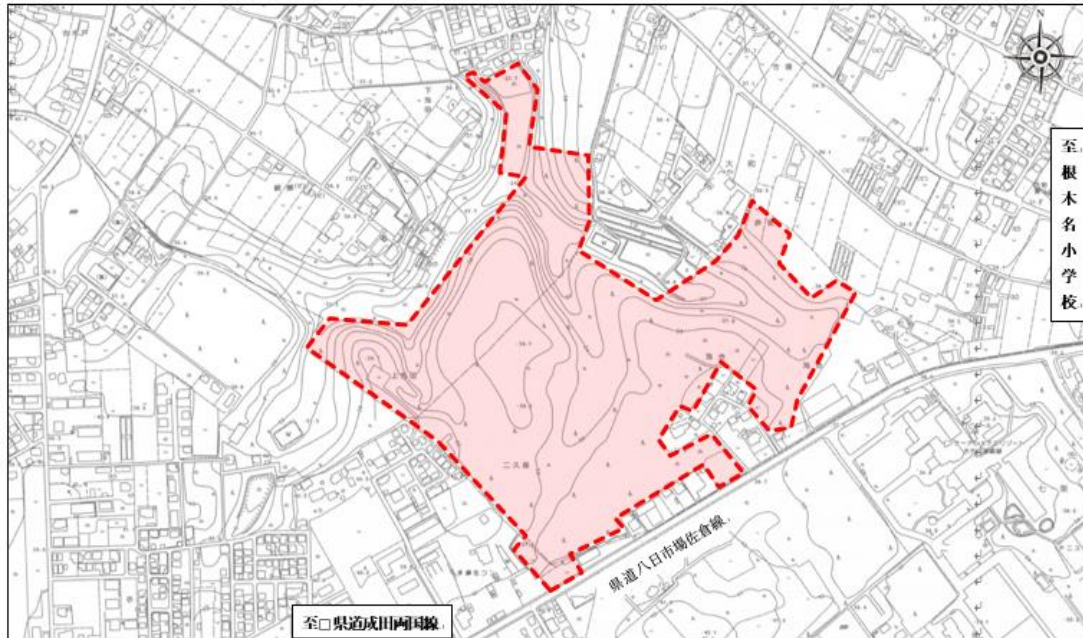
(問合せ先)

富里市役所 都市建設部 都市計画課 宅地建築班 電話（93）5148



指定予定箇所

七栄・大和・久能地区のそれぞれ一部



新橋区域の一部

